

トリクロロエチレンに係る廃棄物処理法政省令等における各種基準等の見直しに係る検討

1. 背景

平成 26 年 9 月 11 日、トリクロロエチレンの公共水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の基準値を見直すことが適当である旨、中央環境審議会長から環境大臣に答申がなされた。この答申を踏まえ、平成 26 年 11 月 17 日、水質環境基準及び地下水環境基準の変更が告示された。

	旧基準値	新基準値
水質環境基準	0.03mg/L	0.01mg/L
地下水環境基準	0.03mg/L	0.01mg/L

2. 検討事項

環境基準値の見直しを踏まえ、放流水等からの排出実態、トリクロロエチレンを含む廃棄物の処理実態等を調査した上で、以下の各基準及び各基準に係る検定方法の見直しについて検討する。

各基準	廃棄物の種類	現行基準値
一般廃棄物処分場及び産業廃棄物管理型処分場の放流水及び廃止時の浸出水の排水基準	—	0.3mg/L
産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水及び廃棄物最終処分場の地下水の基準	—	0.03mg/L
特別管理産業廃棄物の判定基準	廃酸・廃アルカリ (処理物含む)	3.0mg/L
	汚泥・処理物 (廃酸・廃アルカリを除く)	0.3mg/L
有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準	汚泥・処理物 (廃酸・廃アルカリを除く)	0.3mg/L
産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準	赤泥、建設汚泥	0.03mg/L
	有機性汚泥、動植物性残さ	0.3mg/kg
	廃酸・廃アルカリ、家畜ふん尿	0.3mg/L

3. 今後の検討の進め方

本年 11 月頃より中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理基準等専門委員会において審議していただく予定。